

令和7年4月1日時点で工事中の盛土等は 届出が必要となります。

～ 盛土規制法の運用開始に伴う届出について ～

- 広島市では、**令和7年4月1日**に市内全域を「**盛土規制法**」に基づく規制区域に指定し、運用を開始します。
- 運用開始時点で工事中の盛土等については、**令和7年4月1日(火)～令和7年4月21日(月)の期間**に、盛土規制法第21条第1項または第40条第1項に基づく**届出が必要**となります。
- 下記の内容及び規模の工事を行っている場合は、広島市都市整備局指導部宅地開発指導課（市役所本庁舎6F）まで、届出をお願いします。

【届出の対象となる工事の内容】

- ▶ 土地（農地・森林を含む）を造成するための盛土・切土
- ▶ 一時的な土石（再生砕石・改良土等の再生資源を含む）の堆積

※ 旧宅地造成工事規制区域内において、令和7年3月31日までに、旧宅地造成等規制法に基づく許可又は都市計画法に基づく開発許可を受けているものは除きます。

【届出の対象となる工事の規模】

規制対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●土地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

【届出書類について】

1. 届出書

- ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式十五）

又は

- ・ 土石の堆積に関する工事の届出書（様式十六）

2. 位置図

- ・ 記載事項

縮尺、方位、道路及び目標となる地物

3. 地形図

- ・ 記載事項

縮尺、方位及び土地の境界線

4. 土地の平面図

- ・ 記載事項（共通）

縮尺、方位及び土地の境界線

- ・ 記載事項（宅地造成又は特定盛土等）

盛土又は切土をする土地の部分

崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置

- ・ 記載事項（土石の堆積）

勾配が 1/10 を超える土地に堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容
空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

5. その他の図面等

- ・ 届出書に記載する土量等が確認できる図面（断面図、求積図等）や現地状況写真等

【注意事項】

届出が必要な工事において、**届出がない場合、盛土規制法に基づく罰則の対象**となります。

【お問い合わせ先】

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（本庁舎6F）

都市整備局 指導部 宅地開発指導課

TEL 082-504-2285

詳しくは広島市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/moridokisei/>

